**柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）**

**生活支援事業 実施要綱**

（事業の目的と範囲）

　　この事業は、柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）（以下「本会」という。）が柏原市内に居住する者を主な対象者として、日常業務において相談事を受ける中で、やむを得ない理由により生計の維持が困難となった場合に、緊急支援として給付金と必要な相談援助を行うことで生活の自立促進を支援すること目的とする。したがって、対象者の生活すべてを保障することを目的とはしていない。また、対象者の生活について指導をすることも、この事業の目的には含まれない。

（事務業務）

この事業を実施するにあたり、加入する各施設の長（以下「各長」という。）は、事務業

　務を柏原市社会福祉協議会（以下「事務局」という。）に依頼できる。その責任は各長が負

うものとする。

（事業費の徴収）

本会会長（以下「会長」という。）は、各施設より年会費と別に当事業費一口５，０

００円以上を徴収する。

（事業費の管理）

　　会長は、一般会計とは別に生活支援事業会計を設ける。事務局は、月次報告および

年度収支決算報告を作成し、会長へ提出する。

（事業年度）

　事業年度は、毎年４月１日～翌年３月３１日までとする。

（支給の対象者）

　　柏原市に居住する者で各長が認めた者

（支給の手順）

　①　各長は、対象者と面接し、判断に必要な内容を聴き取る。

　②　各長は、支給を決定し、対象者に支給する。

③　対象者は、受領欄に署名捺印をする。

④　各長は、事務局に支給を報告する。

（支給の報告）

　①　各長は、対象者に現金を支給した場合、速やかに事務局に連絡を入れ、生活支援事業支給決定書（様式１）を提出する。

　②　各長は、次回開催の実務者会議にて支給の内容、対象者等必要な情報を本会に報告す

る。

（支給の内容）

　　相談一件当たり上限１０，０００円の範囲で支給する。

（支給の確認）

①　各長は、同一人物に対して支給の重複を防ぐために、事務局へ支給状況について確

認する。

②　事務局は台帳を整備し、各長からの報告を速やかに記録し、支給の状況を把握する。

（支給金の返金）

この事業において、返金は求めない。しかし、受給者がのちに返金を希望する場合

は、応じるものとする。

附　　則

この要綱は、平成２６年３月４日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。